

第 4 4 号議案

豊川市市税条例等の一部改正について

豊川市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 7 年 6 月 5 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市市税条例等の一部を改正する条例

(豊川市市税条例の一部改正)

第 1 条 豊川市市税条例（昭和 2 5 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め、同条第 8 号中「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」に改める。

第 2 0 条第 2 項中「法人税法第 2 条第 1 2 号の 1 8」を「法第 2 9 2 条第 1 項第 1 4 号」に改める。

第 2 8 条の 2 第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、同法第 6 0 条の 2 から第 6 0 条の 4 までの規定の例によらないものとする。

第 3 0 条の 3 第 7 項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第 3 0 条の 4 の 3 第 4 項中「第 2 0 3 条の 5 第 4 項」を「第 2 0 3 条の 5 第 5 項」に改める。

第 3 4 条第 6 項中「第 2 条第 1 2 号の 7 の 3」を「第 2 条第 1 2 号の 7」に改める。

第 3 5 条第 3 項中「第 2 条第 1 2 号の 7 の 2」を「第 2 条第 1 2 号の 6 の 7」に改める。

第35条の2第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号

第37条の3及び第37条の5中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第41条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第41条の2第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第49条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第53条第1項第1号及び第53条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第131条第1号中「及び氏名又は所在地及び名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第134条第2項中「又は第26項」を「、第26項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第5条の2第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第7条の5の次に次の見出し及び2条を加える。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第7条の6 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第29条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第30条の3第3項の規定による申告書の提出（第30条の4の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第7条の7 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第29条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第11条の2の2第1項及び第2項中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に改める。

附則第11条の2の6第7項中「第37条の12の2第11項」を「第37条の12の2第9項」に、「第37条の13の2第7項」を「第37条の13の2第10項」に改める。

附則第11条の2の7第2項及び第6項中「第37条の13の2第7項」を「第37条の13の2第10項」に、「第37条の12の2第11項」を「第37条の12の2第9項」に改める。

附則第12条の2第5項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第6項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第12条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第18条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第18条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第64条第2号ア | 3,900円 | 1,000円 |
| | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第64条第2号ア | 3,900円 | 2,000円 |
| | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月3

1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第64条第2号ア | 3,900円 | 3,000円 |
| | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

附則第19条を次のように改める。

第19条 削除

(豊川市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 豊川市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年豊川市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中豊川市市税条例附則第18条の改正規定を次のように改める。

附則第18条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第64条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|---------|
| 第64条第2号ア | 3,900円 | 4,600円 |
| | 6,900円 | 8,200円 |
| | 10,800円 | 12,900円 |
| | 3,800円 | 4,500円 |
| | 5,000円 | 6,000円 |

附則第6条の表中「附則第18条」を「附則第18条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第2条第7号及び第8号、第28条の2第2項、第30条の3第7項、第30条の4の3第4項、第35条の2第2項各号、第41条第1項第1号、第41条の2第1項第1号及び第2項第1号、第49条第2項第1号、第53条第1項第1号、第53条の2第1項第1号並びに第131条第1号の改正規定並びに附則第11条の2の2第1項及び第2項、第11条の2の6第7項、第11条の2の7第2項及び第6項並びに第12条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の改正規定並びに次条第2項、第3項及び第8項、附則第3条第2項並びに第6条の規定 平成28年1月1日

(2) 第1条中第20条第2項の改正規定並びに附則第5条の2第1項及び第19条の改正規定並びに次条第7項及び附則第5条の規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の豊川市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の2第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の

市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第35条の2第2項第1号の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。
- 4 新条例附則第7条の6の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出する同条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
- 5 新条例附則第7条の7の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第20条第2項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第30条の3第7項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第30条の3第7項の規定による申告について適用し、同日前に行われる第1条の規定による改正前の豊川市市税条例（以下「旧条例」という。）第30条の3第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第41条第1項第1号、第41条の2第1項第1号及び第2項第1号、第49条第2項第1号、第53条第1項第1号並びに第53条の2第1

項第1号並びに附則第12条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第41条第1項並びに第41条の2第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第49条第2項に規定する申請書又は新条例第53条第1項及び第53条の2第1項並びに附則第12条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第41条第1項並びに第41条の2第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第49条第2項に規定する申請書又は旧条例第53条第1項及び第53条の2第1項並びに附則第12条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第12条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第18条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第19条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 次の各号に掲げる期間内に、平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「28年新法」という。）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第78条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につ

き 2, 925 円

(2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1, 000 本につ
き 3, 355 円

(3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1, 000 本につ
き 4, 000 円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 81 条第 1 項から第 4 項ま
での規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ
る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|-------------|--|--|
| 第 81 条第 1 項 | 施行規則第 34 号の 2 様式 | 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 38 号）第 1 条の規定による改正前の施行規則（以下この節において「平成 27 年改正前の施行規則」という。）第 48 号の 5 様式 |
| 第 81 条第 2 項 | 施行規則第 34 号の 2 の 2 様式 | 平成 27 年改正前の施行規則第 48 号の 6 様式 |
| 第 81 条第 3 項 | 施行規則第 34 号の 2 の 6 様式 | 平成 27 年改正前の施行規則第 48 号の 9 様式 |
| 第 81 条第 4 項 | 施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式 | 平成 27 年改正前の施行規則第 48 号の 5 様式又は第 48 号の 6 様式 |

4 平成 28 年 4 月 1 日前に平成 27 年改正法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定
による改正前の地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項
に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号
に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たば
こ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第 75 条第 1

項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第13条、第81条第4項及び第5項、第83条の2並びに第84条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|-----------------|---|
| 第13条 | 第81条第1項若しくは第2項、 | 豊川市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年豊川市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条 |
|------|-----------------|---|

| | | |
|-----------|---|---|
| | | 例」という。) 附則第5条第6項、 |
| 第13条第2号 | 第81条第1項若しくは第2項 | 平成27年改正条例附則第5条第5項 |
| 第13条第3号 | 第34条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第81条第1項若しくは第2項の申告書又は第110条第1項の申告書でその提出期限 | 平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限 |
| 第81条第4項 | 施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式 | 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項の規定 |
| 第81条第5項 | 第1項又は第2項 | 平成27年改正条例附則第5条第6項 |
| 第83条の2第1項 | 第81条第1項又は第2項 | 平成27年改正条例附則第5条第5項 |
| | 当該各項 | 同項 |
| 第84条第2項 | 第81条第1項又は第2項 | 平成27年改正条例附則第5条第6項 |

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第82条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第81条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告

書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|------------|------------|-------------------------|
| 第5項 | 前項 | 第9項 |
| | 附則第20条第4項 | 附則第20条第10項において準用する同条第4項 |
| | 平成28年5月2日 | 平成29年5月1日 |
| 第6項 | 平成28年9月30日 | 平成29年10月2日 |
| 第7項の表以外の部分 | 第4項の | 第9項の |

| | | |
|------------------|-----------|-------------------------|
| | 同項から前項まで | 第5項、前項及び第9項 |
| 第7項の表第13条の項 | 附則第5条第6項 | 附則第5条第10項において準用する同条第6項 |
| 第7項の表第13条第2号の項 | 附則第5条第5項 | 附則第5条第10項において準用する同条第5項 |
| 第7項の表第13条第3号の項 | 附則第5条第6項 | 附則第5条第10項において準用する同条第6項 |
| 第7項の表第81条第4項の項 | 附則第20条第4項 | 附則第20条第10項において準用する同条第4項 |
| 第7項の表第81条第5項の項 | 附則第5条第6項 | 附則第5条第10項において準用する同条第6項 |
| 第7項の表第83条の2第1項の項 | 附則第5条第5項 | 附則第5条第10項において準用する同条第5項 |
| 第7項の表第84条第2項の項 | 附則第5条第6項 | 附則第5条第10項において準用する同条第6項 |
| 第8項 | 第4項 | 第9項 |

11 平成30年4月1日前に28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻た

ばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|----------------|------------|-------------------------|
| 第5項 | 前項 | 第11項 |
| | 附則第20条第4項 | 附則第20条第12項において準用する同条第4項 |
| | 平成28年5月2日 | 平成30年5月1日 |
| 第6項 | 平成28年9月30日 | 平成30年10月1日 |
| 第7項の表以外の部分 | 第4項の | 第11項の |
| | 同項から前項まで | 第5項、前項及び第11項 |
| 第7項の表第13条の項 | 附則第5条第6項 | 附則第5条第12項において準用する同条第6項 |
| 第7項の表第13条第2号の項 | 附則第5条第5項 | 附則第5条第12項において準用する同条第5項 |
| 第7項の表第13条第3号の項 | 附則第5条第6項 | 附則第5条第12項において準用する同条第6項 |

| | | |
|------------------|-----------|-------------------------|
| 第7項の表第81条第4項の項 | 附則第20条第4項 | 附則第20条第12項において準用する同条第4項 |
| 第7項の表第81条第5項の項 | 附則第5条第6項 | 附則第5条第12項において準用する同条第6項 |
| 第7項の表第83条の2第1項の項 | 附則第5条第5項 | 附則第5条第12項において準用する同条第5項 |
| 第7項の表第84条第2項の項 | 附則第5条第6項 | 附則第5条第12項において準用する同条第6項 |
| 第8項 | 第4項 | 第11項 |

13 平成31年4月1日前に28年新法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるも

のとする。

| | | |
|------------------|------------|-------------------------|
| 第5項 | 前項 | 第13項 |
| | 附則第20条第4項 | 附則第20条第14項において準用する同条第4項 |
| | 平成28年5月2日 | 平成31年4月30日 |
| 第6項 | 平成28年9月30日 | 平成31年9月30日 |
| 第7項の表以外の部分 | 第4項の | 第13項の |
| | 同項から前項まで | 第5項、前項及び第13項 |
| 第7項の表第13条の項 | 附則第5条第6項 | 附則第5条第14項において準用する同条第6項 |
| 第7項の表第13条第2号の項 | 附則第5条第5項 | 附則第5条第14項において準用する同条第5項 |
| 第7項の表第13条第3号の項 | 附則第5条第6項 | 附則第5条第14項において準用する同条第6項 |
| 第7項の表第81条第4項の項 | 附則第20条第4項 | 附則第20条第14項において準用する同条第4項 |
| 第7項の表第81条第5項の項 | 附則第5条第6項 | 附則第5条第14項において準用する同条第6項 |
| 第7項の表第83条の2第1項の項 | 附則第5条第5項 | 附則第5条第14項において準用する同条第5項 |
| 第7項の表第84条第2項の項 | 附則第5条第6項 | 附則第5条第14項において準用する同条第 |

| | | |
|-------|-------|---------|
| | | 6 項 |
| 第 8 項 | 第 4 項 | 第 1 3 項 |

(入湯税に関する経過措置)

第 6 条 新条例第 1 3 1 条の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第 1 3 1 条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第 1 3 1 条の規定による申告については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 7 条 新条例第 1 3 4 条の規定は、平成 2 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、市税制度の適正化を図るため、固定資産税の課税標準の特例割合及び軽自動車税の税率を軽減する特例を定めるとともに、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、たばこ税の税率の特例の廃止、ふるさと寄附金の申告手続の簡素化、減免申請の期限の延長等の措置を講じ、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。